

地域コミュニティ交通導入ガイドライン

令和 6年(2024年) 7月

大阪府 吹田市

- 目次 -

01	はじめに	1
	1 ガイドライン策定の背景と目的	1
	2 地域コミュニティ交通について	2
02	導入に向けた具体的な取り組み	4
	1 導入に向けた検討手順	4
	2 具体的な内容	5
	1. 発意から検討開始まで	5
	2. 検討の開始	7
	3. 運行計画(案)の作成	9
	4. 実証運行の実施	10
	5. 本格運行の開始	11
03	添付資料	12
	1 運行サービス項目	12
	2 勉強会成果(様式)	13
	3 地域組織の規約(例)	18
	4 移動ニーズ等調査票(例)	19
	5 需要調査アンケート調査票(例)	21
	6 地域コミュニティ交通導入にかかる申請書	23

01 はじめに

1. ガイドライン策定の背景と目的

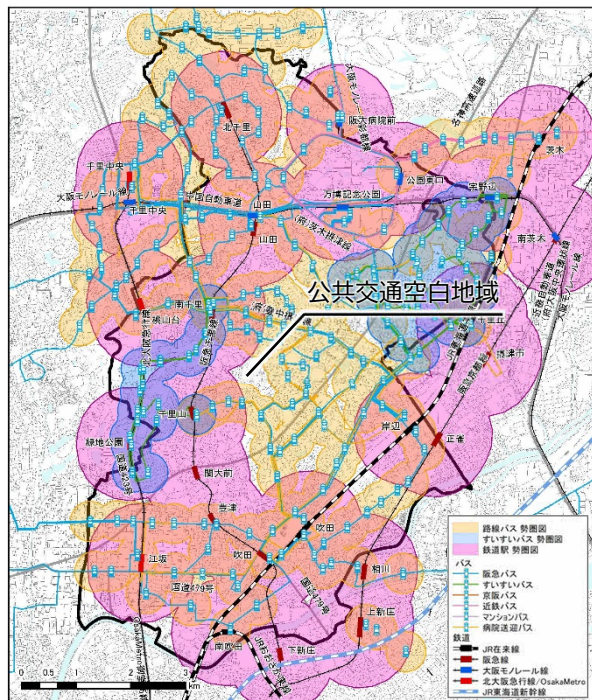
1 背景と目的

本市の公共交通は、鉄道、路線バス、タクシーで網羅されており一定充実しています。併せてこれらを補完するコミュニティバスの導入によりまとまった公共交通空白地域・不便地域は解消されていることから、現状においては、新たに市が主体となるコミュニティバス等の導入の予定はありません。しかしながら、交通環境は路線バス運転手の全国的な減少に加え、運転手の労働時間規制が強化されるいわゆる2024年問題などにより、変化が予見されるところであります。

本市においては交通環境の変化への対応という将来的な課題に加え、現状、利用者数の低下から減便や廃止となったバス路線の周辺地域や道路事情によりバスの通行できない地域において、公共交通サービスの確保といった要望が挙げられているといった実態があり、そうした地域の一部において主体的に公共交通の導入検討や運営を考えているケースも見られます。

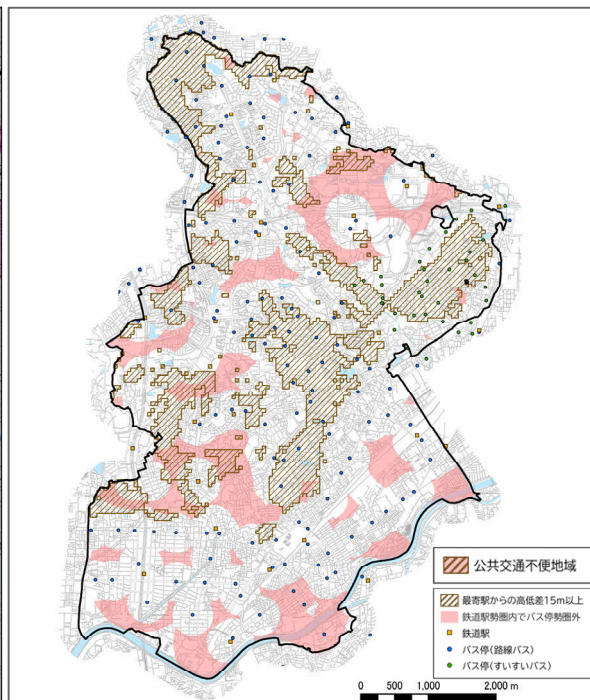
本市は限られた財源の中でこれらの地域において従来の公共交通と連携した新たな交通手段として、地域が発意し主体的に検討や運営を行う地域コミュニティ交通の導入支援を行います。

当該ガイドラインは、地域が主体となり地域コミュニティ交通の導入を検討する際の導入手順・支援内容等を整理するものです。



公共交通空白地域

鉄道駅勢力圏半径800m及びバス停勢力圏半径300mに含まれない地域



公共交通不便地域

鉄道駅勢力圏内でバス停勢力圏外であり最寄駅からの高低差が15m以上ある地域
(鉄道駅勢力圏内のバス停勢力圏半径300mは除く)

2. 地域コミュニティ交通について

1 本市の考え方

本市においては、市域を網羅した形で公共交通サービスが構成されていますが、地域住民の利用が減少してしまえば、当然既存の公共交通サービスは衰退してしまい、交通空白地域(不便地域)が発生してしまいます。将来にわたり、自らの移動手段を確保・維持するには、**地域住民が既存公共交通を積極的に活用していく意識が重要**になります。

そのため、地域コミュニティ交通は、吹田市公共交通維持・改善計画(マスタープラン)に定めた各公共交通の役割分担と重複せずに、既存公共交通に乗継ぐための限られた範囲内(小学校区程度)で運行するものになります。

また、本市はまとまった交通空白地域(不便地域)を解消し、地域住民の移動手段を将来にわたり維持・提供しつづけるため、すいすいバスの運行について財政支援を行っていますが、限られた財源の中で新たなサービスへの支援は厳しい現状です。そのため本市としては、地域コミュニティ交通の導入に関わる支援は行いますが、地域コミュニティ交通導入後の運行に関わる支援は行わないものとしします。

なお、公共交通を取り巻く環境は、交通分野における最先端技術の活用やシェアリングサービスも踏まえ、今後大きく変化することが想定されます。当該、ガイドラインは、変化する公共交通の実状を考慮し今後とも発展的に改訂していくものとしします。

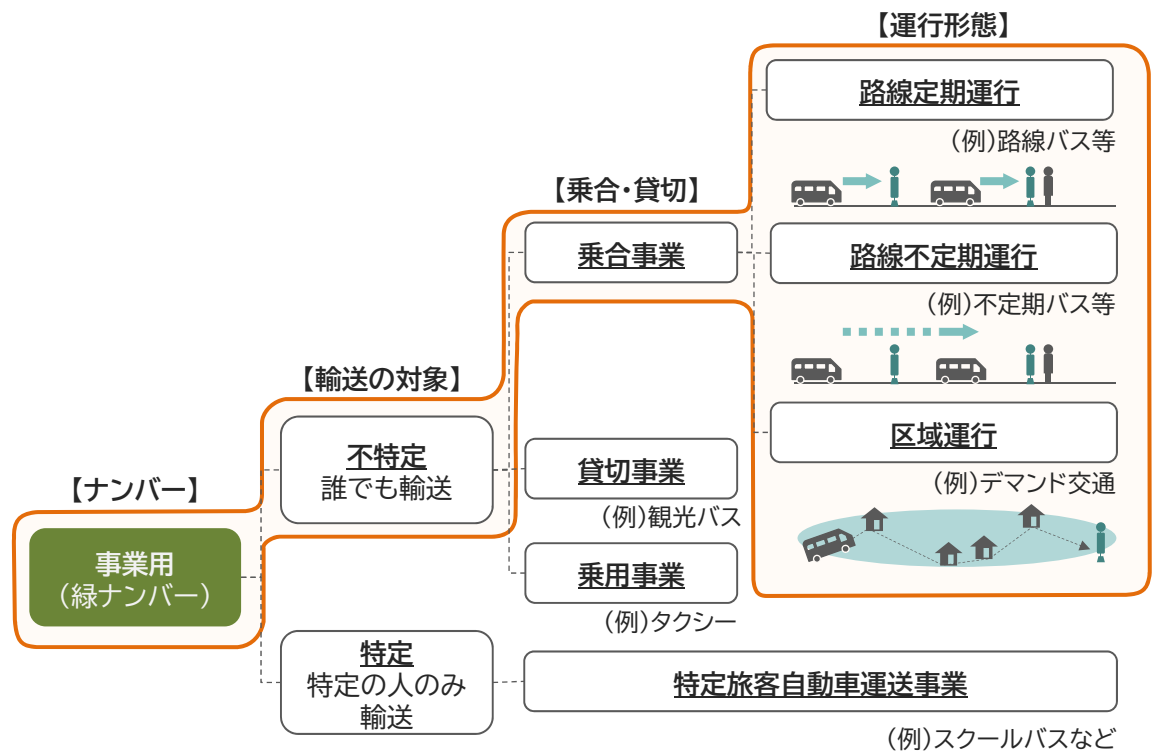
2 支援対象地域

地域コミュニティ交通は公共交通空白地域及び公共交通不便地域に居住する方々の移動手段確保を目的としていますので、P.1で示す公共交通空白地域及び公共交通不便地域を、支援の対象地域の目安としします。

3 運行形態

地域コミュニティ交通は支援対象地域において、既存公共交通では対応できないきめ細やかなニーズに対応し、実状に応じた生活の足を担う、地域主体の公共交通です。

導入を検討するにあたり、道路運送法において事業用に該当する、乗合事業(一般乗合旅客自動車運送事業)を基本とします。運行形態は、導入地域の利用実態に沿って設定してください。

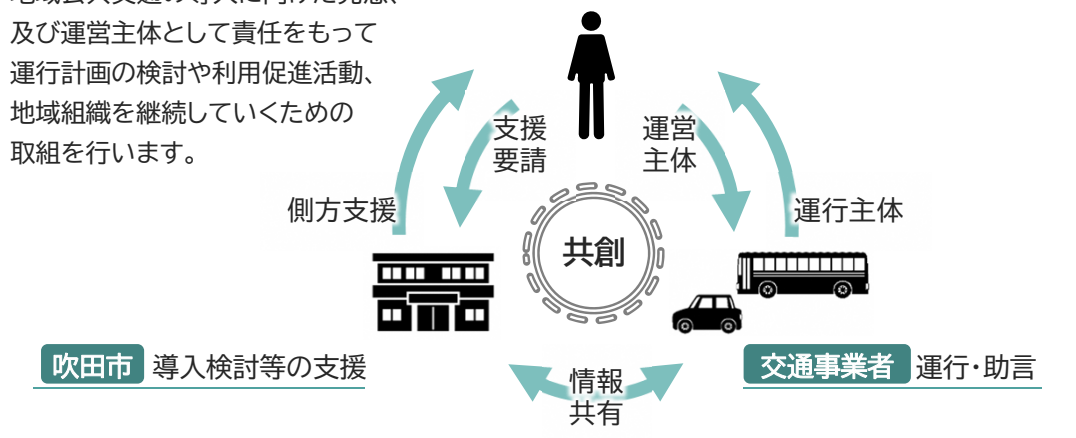


4 役割分担

地域コミュニティ交通の導入を実現するには、地域住民・交通事業者・吹田市の3者がそれぞれ役割を果たし、互いに共創(連携・協働)して取り組むことが必要となります。

地域住民 使いやすい公共交通の形の継続的な検討及び主体的な運営

地域公共交通の導入に向けた発意、及び運営主体として責任をもって運行計画の検討や利用促進活動、地域組織を継続していくための取組を行います。



02 導入に向けた具体的な取り組み

1. 導入に向けた検討手順

地域コミュニティ交通の実現には、導入に向けた段階的な取り組みが必要になります。

1	発意から検討開始まで	Step1 課題意識の共有 Step2 地域組織の形成 Step3 移動ニーズ等調査 Step4 事業者ヒアリングの実施 Step5 地域公共交通協議会での意見聴取	P.5
2	検討の開始	Step1 運行計画素案の作成 Step2 需要調査の実施 Step3 課題や目的の再確認	P.7
3	運行計画(案)の作成	Step1 運行計画(案)の作成 Step2 市へ申請書を提出 Step3 地域公共交通協議会へ提案	P.9
4	実証運行の実施 (2年を最大とする)	Step1 実証運行の準備 Step2 実証運行の実施	P.10
5	本格運行の開始	Step1 本格運行の実施 Step2 継続的な活動及び利用促進	P.11

2. 具体的な内容

1 発意から検討開始まで

まずはじめに、地域コミュニティ交通の導入検討にあたり、市からの支援が受けられる地域は支援対象市域(P.2)が目安となります。しっかり確認しましょう。

Step1 課題意識の共有

地域コミュニティ交通を導入したいと発意された場合、地域のお住いの方々や自治会、有志による勉強会等の準備組織を作り、導入する目的(平日の通院や買い物の移動手段を確保するなど)を話し合しましょう。

また、現状でどのような既存公共交通(鉄道・路線バス・コミュニティバス等)が運行しているのかを確認し、既存公共交通の運行サービスに対しどんなことに不便さ不満を感じているか、どこを改善すれば使い勝手がよくなるのか、更にはどこまでの移動を確保できればより円滑な移動ができるのか意見交換を行い、課題意識の共有をしてください。

最後に、地域の現状や公共交通の利用状況について準備組織で共有した内容については、勉強会成果(P.14参考)にまとめ本市に提出してください。提出した資料の内容について承認されたら、Step2の地域組織の形成に進んでください。

▼チェックリスト

- ☐ 支援対象地域に該当している
- ☐ 準備組織の構成員5名以上
- ☐ 既存公共交通の運行状況を確認している
- ☐ 既存公共交通の活用可否(サービス見直し)について確認している
- ☐ 勉強会成果を提出し承認を得ている



Step2 地域組織の形成

導入検討にあたっては、地域住民が中心となって自らの地域の移動手段について検討し、取り組む意志を持つことが必要となります。そのため、主体となって取り組んでいくための「地域組織」を形成していただきます。

▼チェックリスト

- ☐ 構成員は5名以上である
- ☐ 代表者が選任されている
- ☐ 代表者は自治会より賛同を得ている
- ☐ 地域の自治会等との連携がとれ、地域代表として活動できる



● 構成員について

会長1名、副会長1名、会計1名、監事等2名の5名を想定しております。
地域課題を共有・解決方法を検討し、地域課題の解決に向けた取り組みを実施します。

1 発意から検討開始まで

Step3 移動ニーズ等調査

地域住民の生活行動に基づく最適な公共交通のサービス内容の検討や需要の掘り起こしに向けて、だれ(年齢・職業)が、どこ(居住地)から、どこ(目的地)に、いつ(時間帯)移動しているか等の移動実態を正確に把握する必要があります。そのため、地域住民を対象としたアンケート調査を実施し、地域住民の移動ニーズを確認してください。併せて、地域コミュニティ交通を導入した際に利用見込みが高いターゲット層の抽出・分析を行い、導入の可能性を検証しましょう。

また、既存の公共交通のサービス内容が「地域の移動ニーズ」に合っているか、どの程度満足しているか評価し、地域にあった公共交通のあり方を検討する基礎資料として整理しましょう。

移動ニーズ等調査の実施に際しては、調査会社の活用が考えられますが、費用が必要になることから地域で実施することも想定しておくことが必要です。いずれの場合にも地域住民の公共交通に対する関心度合を測るため、事前周知を行いましょう。地域の関心が低いと共創による運行が困難となりますので、次のステップに進むためには回収率を50%以上確保することを条件とします。

▼チェックリスト

- ☐ アンケート調査の設問内容を検討している
- ☐ 50%以上の回収率となっている
- ☐ 調査票の送付、集計・分析を行っている



Step4 事業者ヒアリングの実施

導入を検討する地域の移動ニーズや利用見込みのあるターゲット層を把握したのち、運行主体となる事業者、希望する地域での運行が可能か導入の可能性をヒアリングしましょう。

▼チェックリスト

- ☐ 交通事業者、にヒアリングを実施し、事業が成立することを確認している



Step5 地域公共交通協議会での意見聴取

地域住民で共有した生活移動に関する課題や移動ニーズ等調査の結果、事業者ヒアリングの結果をもって条件を満たせば、本市から地域公共交通協議会に意見聴取を行います。既存公共交通の見直しによる対応が可能か、地域コミュニティ交通の導入の可能性のあるのか、交通事業者、地域関係者が参加し、公共交通を取り巻く状況を踏まえた意見のもと判断します。地域コミュニティ交通の導入の可能性があると判断された場合、次の手順に進んでください。

▼チェックリスト

- ☐ 地域公共交通協議会にて意見を聴取している



本市の具体的な 支援内容

既存交通事業者との協議、地域公共交通協議会への意見聴取

課題意識の共有結果と移動ニーズ等調査の結果をもとに、既存交通事業者との協議や地域公共交通協議会で意見聴取を行います。

2 検討の開始

Step1 運行計画素案の作成

地域組織が主体となって、運行計画素案を作成して頂きます。地域住民の生活行動や移動ニーズに基づき、「運行形態」「運行日」「運行時間帯・間隔」「停留所・配置間隔」「利用料金」「使用車両」「運行経路」等、詳細に検討してください。既存公共交通（特に路線バスやコミュニティバス）と競合するサービス内容は認められませんので、既存サービスの内容をよく確認しましょう。

また、運行計画は道路運送法に基づいて検討する必要があります。そのため、運行経路を考える際には、使用車両が道路を運行できるか実際に現地を見て設定してください。併せて、運行委託を考えている交通事業者へ経路の確認及び相談を行いましょう。

運行計画素案を作成した後、地域組織から交通事業者や吹田市に対し説明し、意見交換や調整を行いましょう。

▼チェックリスト

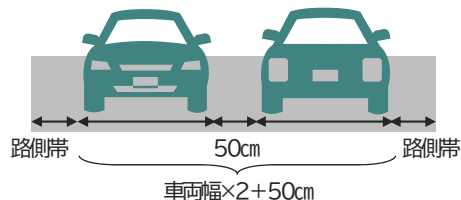
- | | |
|--|---|
| ☐ 運行サービス項目に沿ったサービス内容となっている | 地域組織
 |
| ☐ 使用車両が運行できる道路を確認している | 地域組織
 |
| ☐ 路線バスと競合しないサービス内容となっている | 地域組織
 |
| ☐ 運行事業者を選定し、運行内容について検討・調整を行っている | 地域組織
 |

● 道路幅員について

車両制限令による道路幅員として、相互通行の場合、

$$\text{車道幅員} = \text{車両幅} \times 2 + 50\text{cm}$$

以上の確保が必要です。



※路側帯は道路交通法施行令より、50cm～75cmとすることが可能

● 路線バスとの競合について

設定する地域コミュニティ交通の運行内容により、既存の路線バスの利用者が減少することは、「競合している」ことになります。

既存の路線バスのサービス内容を十分に確認し、競合させないように設定しましょう。

- ・路線バスと異なる運行時間帯の設定を行う
- ・路線バスと異なる道路を経由するルート設定を行う

※ただし、路線バスと同じ主要目的地の場合、

異なるルート設定を行っていても、既存路線バスルートに並行して走行するような場合は「競合」にあたる可能性がありますので、注意してください。

サービス検討の際は、バス事業者へ競合の有無について確認するようにしましょう。

2 検討の開始

Step2 需要調査の実施

Step1で検討した運行サービスの内容に対し、どの程度利用があるかを確認するため、地域組織が主体となり、導入検討エリアの住民を対象としたアンケート調査を実施していただきます。

なお、「関心が低い」「協力的でない」地域への導入支援は困難であるため、調査を実施する事前に、調査協力の呼びかけを行うなど、回収率を上げる取り組みが必要です。

調査結果より得られた推計利用者数を基に、運行経費・運賃収入を試算し、実証運行の実施基準を満たしていることが次のStepに進む条件になります。

満たしていない場合、導入を見合わせるか、運行計画素案を再検討してください。

▼チェックリスト

- ☐ アンケート調査の設問内容を検討している
- ☐ 調査票の送付、集計・分析を行っている
- ☐ 実証運行の実施基準を満たしている



● 実証運行の実施基準

運賃収入 ≥ 運行経費

運賃収入：推計利用者数×想定料金＋その他収入※

運行経費：人件費＋燃料費＋車両費＋運行維持費

※本格運行においては、運行に関わる補助はないため、運行を維持していくためには、積極的な利用が必要です。また、協賛企業や地域施設の広告掲載による協賛金等の補てんも検討しましょう。



Step3 課題や目的の再確認

調査結果から、地域の生活交通の課題について整理・把握した上で、地域にとってどのような移動サービスが本当に必要か見極めましょう。見極める際に、どのような人を対象として、どのような需要に対応していくのかを検討し、地域コミュニティ交通の導入目的を再度確認してください。

▼チェックリスト

- ☐ 導入目的を再確認している



本市の具体的な 支援内容

○公共交通に精通したコンサルタントや有識者を地域組織に派遣

運行計画素案の作成に伴い、公共交通に精通したコンサルタントや有識者を地域組織に派遣します。専門的な視点からのアドバイスを参考にして検討を進めてください。

また、需要調査の実施では、主に集計や分析の支援を行います。

3 運行計画(案)の作成

Step1 運行計画(案)の作成

調査結果から明確化した課題と目的を踏まえ、運行計画素案を基に運行サービスの詳細な内容について検討・見直しを行い、運行計画(案)を作成していただきます。

運行計画(案)には、需要調査の結果や道路事情、沿道の建物立地等の諸条件も考慮した上で、「運行形態・運行概要・運行日・運行時間帯・利用料金・使用車両・停留所・運行間隔・その他特記事項」を記載していただきます。

なお、運行経路や停留所の設定については、安全性を考慮し、かつ沿線住民の理解が得られている必要があります。

▼チェックリスト

- ☐ 運行サービス項目を満たした内容としている 
- ☐ 計画内容について沿道住民の合意を得ている 
- ☐ 運行計画(案)の内容確認・調整ができている 

Step2 市へ申請書を提出

運行計画(案)を作成した後、地域コミュニティ交通導入に関わる申請書を市に提出してください。申請書の内容が受理された場合、地域公共交通協議会に運行計画(案)を提案します。

▼チェックリスト

- ☐ 申請書に必要事項を記入の上、提出している 
- ☐ 申請書の受理・審査をしている 

Step3 地域公共交通協議会へ提案

本市から運行計画(案)を地域公共交通協議会に提案し、提案内容が「現在の吹田市内の公共交通網において競合等の問題なく導入可能か」について協議を行います。

協議会にて承認が得なかった場合、運行計画(案)を見直し、次回の地域公共交通協議会に再度提案することが可能です。

▼チェックリスト

- ☐ 地域公共交通協議会にて承認を得ている 

本市の具体的な 支援内容

○コンサルタントや有識者を地域組織に派遣

○地域公共交通協議会へ提案

地域公共交通協議会で運行計画(案)を提案します。協議会では、本市からの説明を基本としていますが、地域組織へ協議会への参加・協力を依頼する場合があります。

4 実証運行の実施

Step1 実証運行の準備

実証運行の実施に向けて、沿道地域の住民への事前周知や広報等、利用促進活動を行ってください。また、実証運行の実施に伴い、国土交通省に事業認可申請や交通事業者との調整を行います。

▼チェックリスト

- ☐ 実証運行の周知、広報、利用促進活動を実施している 
- ☐ 事業認可を取得している 
- ☐ 道路管理者・公安委員会(所轄警察)等との調整が済んでいる 
- ☐ 実証運行及び支援の期間等の3者確認 

Step2 実証運行の実施(最大2年間)

実証運行を実施します。実証運行中も、引き続き地域組織が主体となって利用促進活動に取り組んでください。また、交通事業者から報告される運行実績(輸送人員や運賃収入等)の内容を確認し、適宜運行内容の見直しや課題の把握を行いましょ。地域公共交通協議会において実証運行結果を報告し、精査の結果、運行継続条件を満たした場合、本格運行へ移行します。

▼チェックリスト

- ☐ 利用促進活動を実施している 
- ☐ 運行実績を確認・共有している 
- ☐ 運行継続条件を満たしている 
- ☐ 地域公共交通協議会へ報告 

本市の具体的な支援内容

- コンサルタントや有識者を地域組織に派遣
- 地域公共交通協議会への報告
- 実証実験に伴うイニシャルコスト及び収支の精算

実証運行の実施に伴い、車両の購入費等のイニシャルコスト、及び運行経費と収入の差額の清算を行います。なお、赤字が発生した場合は、適宜運行内容を見直してください(実証運行は最大2年となります)。

5 本格運行の開始

Step1 本格運行の実施

実証運行の実績に基づき、継続的な運行が可能となるよう運行内容の見直しを行い、本格運行を開始しましょう。

▼チェックリスト

- | | |
|--|--|
| ☐ 実証運行を踏まえた運行内容の見直しを行っている | 地域組織
 |
| ☐ 周知、広報、利用促進活動を実施している | 地域組織
 |
| ☐ 事業認可を取得している | 交通事業者
 |
| ☐ 地域公共交通協議会へ報告 | 吹田市
 |

Step2 継続的な活動及び利用促進

地域コミュニティ交通は導入することがゴールではありません。本格運行の開始をピークに利用者数や関心度が右肩下がりとなると、導入したサービスを継続することができなくなってしまいます。地域組織は、運行主体である交通事業者と連携しながら、地域コミュニティ交通の利用状況や利用者のニーズを把握し、運行内容の見直しを行いましょう。なお、運行内容を見直す際は、地域公共交通協議会に諮り、承認を得る必要があります。

また、継続運行を可能とするためには、地域住民の積極的な利用も必要です。地域組織が中心となり利用促進活動に取り組みましょう。

最後に、運営主体である地域組織自体の継続的な活動の実施は最も重要です。将来にわたり導入したサービスを維持しつづけていく熱量をもって活動に取り組めるよう、検討体制や活動内容も見直しましょう。

▼チェックリスト

- | | | |
|--|---|--|
| ☐ 運行実績を確認・共有している | 地域組織
 | 交通事業者
 |
| ☐ 利用者ニーズを把握し、運行内容の見直しを行っている | 地域組織
 | |
| ☐ 地域公共交通協議会へ報告 | 吹田市
 | 地域組織
 |
| ☐ 利用促進活用に取り組んでいる | 地域組織
 | |
| ☐ 地域組織の検討体制・活動内容の見直しを行っている | 地域組織
 | |

よくある質問

Q. 具体的な支援対象地域はどこですか？

社会情勢や交通網の再編に伴い、支援対象地域が変動する可能性もありますので、具体的な支援対象地域については、吹田市にお問い合わせください。

Q. 構成員になることができるメンバーは誰ですか？

自治会、社会福祉協議会、NPO、地元企業、その他対象地域の自治会より賛同を得ていれば誰でも構成員になることが可能です。

Q. 学生でも検討に参加できますか？

参加いただくことは可能です。貴重なご意見をいただければと思います。

Q. 利用料金は決まっていますか？

決まっておりません。利用想定数と運行経費に基づいた料金を設定していただきます。

Q. 回数券や定期券の販売はできますか？

回数券や定期券の導入は慎重な検討が必要と考えますが、最終的には地域組織が判断することになります。

Q. わからないことがあったらどこに問い合わせればいいですか？

地域組織で検討を進めるにあたって不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

吹田市 土木部 総務交通室

〒564-0855 大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

電話：06-6155-3531 / FAX：06-6872-1652

03 添付資料

1. 運行サービス項目

利用される地域の方の移動ニーズに沿った運行サービスの設定は大切ですが、ある程度需要を集約しなければ持続可能な運行が難しくなります。そのため、運行計画を検討する際には、下記の運行サービス項目を参考にして下さい。

項目	内容
運行形態	対象地域にお住まいの方の移動特性に応じた運行形態
運行日	対象地域にお住まいの方の需要、利用実態に沿った運行日を設定
運行時間帯・運行間隔	対象地域にお住まいの方の外出時間帯にあったサービス提供時間を設定
利用料金	利用想定数と運行経費に基づいた料金設定
停留所・配置間隔	利用者の安全確保を第一とし、わかりやすさや 通行車両・歩行者への影響の少なさを考慮し設置場所を設定
使用車両	運行形態、及び道路状況を確認し設定
運行経路	・既存公共交通に影響を及ぼさないことを原則とし、既存公共交通のバス停、駅等と接続する。 ・使用車両が運行可能な道路を選択（車両幅 2倍 + 車道幅員 50cmの確保） ・既存バス路線との競合はしない。 ・主要施設（駅、病院等）の立地及び営業時間を考慮する。

2. 勉強会成果(様式)



勉強会成果

〈〇〇地区〉

令和〇年〇月

※ 様式データについては吹田市に問い合わせください。

(1) 地域の現状分析

a) 地域の概況

例)

- ・路線バス〇〇線が地区内を運行しているものの、〇〇地区は乗り場から〇m程度離れている。

地域図

例) 国土地理院地図
Googlemap

図 地域概況図(〇〇地区)

※ 様式データについては吹田市に問い合わせください。

b) 人口・世帯数

例)

- ・〇〇地区は総人口〇人、〇世帯（R〇.〇時点）となっている。
- ・高齢化率は〇%と高齢化・人口減少が進行している。

表 人口・世帯数（〇〇地区）

地区名	年度	総人口	世帯数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率
〇〇地区	2005	353,885	149,525	50,904	243,445	57,131	16.1%
	2010	355,798	154,702	50,163	234,339	69,823	19.6%
	2015	374,468	168,473	51,299	232,245	84,369	22.5%
	2020	385,567	180,099	51,990	231,248	88,508	23.0%

※吹田市 HP や国勢調査（総務省統計局）の公表資料を参照
※記入例は吹田市全域の数値

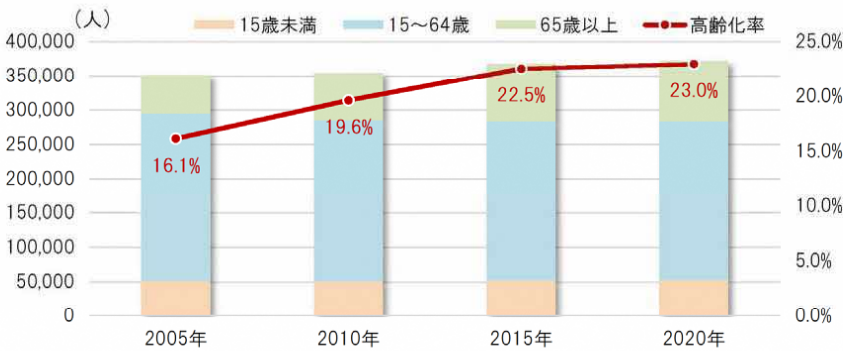


図 人口推移（〇〇地区）

c) 人口集積の状況

例)

- ・〇〇地区は飛び地状の集落となっている。

※ 様式データについては吹田市に問い合わせください。

d) 公共交通の運行状況（最寄り路線）

例)

- ・〇〇地区には地区内に路線バス〇〇線が運行している
- ・朝～夕方時間帯で概ね1時間〇～〇本利用できる状況にある。

路線図・時刻表

図 最寄りの路線バス運行状況（〇〇地区）

e) 公共交通の利用・収支状況

例)

- ・主に通勤時（行き〇時、帰り〇時）に利用している。
- ・鉄道（〇〇線）へ乗り換え利用する。
- ・主にタクシーを利用する。

表 利用状況（〇〇地区）

分類	系統	停留所	利用頻度	利用時間	
				行き	帰り
鉄道	〇〇線	〇〇駅	週5回	7:00	19:00
路線バス	〇〇線	〇〇バス停	週2回	10:00	12:00
路線バス	〇〇線	〇〇バス停	月1回	13:00	17:00

※ 様式データについては吹田市に問い合わせください。

f) 地域としての課題

例)

- ・公共交通が近くにないため、買い物・通院の回数が限られる。

g) 課題の解決に向けて

例)

- ・既存公共交通の活用等（ルートの見直し）

※ 様式データについては吹田市に問い合わせください。

3. 地域組織の規約(例)

〇〇地区〇〇協議会 会則

制定 〇年〇月〇日

(名称及び事務局)

第1条 本会の名称は「〇〇地区〇〇協議会」と称し、事務局を〇〇に置く。

(目的)

第2条 本会は、〇〇に関する活動（導入検討、利用促進）を行い、〇〇を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 〇〇に関する調査及び検討
- (2) 〇〇に関する関係機関との協議調整

(構成)

第4条 本会には、会長1名のほか、次の役員を置く。

- (1) 副会長 〇名
- (2) 会 計 〇名
- (3) 監 事 〇名
- 2 役員は、本会の会員の中から総会において選任する。
- 3 役員の任期は、〇年とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会議の運営)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、必要に応じて代理者を出席させることができることとし、その代理の者の出席を持って、当該委員の出席とみなす。
- 4 会議は、原則として公開する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 議事は、出席会員の（過半数、〇分の〇以上）をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則

この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。

4. 移動ニーズ等調査票(例)

移動ニーズに関する住民アンケート

日常生活における移動状況等を把握するため、お聞きしています。ご協力をお願い致します。

問1 あなたご自身や世帯の状況を教えてください。

年 齢	_____ 歳
居住地	吹田市 _____ (例)千里山、広芝町、青葉丘
世帯構成	1 一人暮らし 2 夫婦で同居 3 夫婦・子どもと同居 4 子どもと同居 5 夫婦・親と同居 6 親と同居 7 夫婦・親・子と同居 8 親・子と同居 9 その他[_____]
職 業	1 会社員・公務員 2 自営業 3 専業主婦・主夫 4 学生 5 パート・アルバイトのみ 6 無職 7 その他[_____]
運転免許	1 免許(二輪・原付含む)を持っている 2 免許を持っていない
免許返納の 考 え	65歳以上で免許をお持ちの方のみお答えください。 1 現在は返納する意思はない ● 2 今後5年以内に返納する考えがある 3 時期未定だが返納する考えがある ↓ 上欄で「1」を回答した方は返納しない理由は何ですか？ 1 特に運転に不安を感じない 2 運転に不安はあるが、生活のために必要だから 3 特に理由はない
自動車等の 利用状況	1 自動車等を利用している(自分で運転する) 2 家族等に送迎してもらっている(自分は運転しない) 3 家族が保有しているが、仕事等の都合で日中は送迎を頼めない 4 自動車等を保有していない(ご自身を含め、同居者全員)

問2 普段、どのくらいの頻度で外出していますか？選択肢の中からあてはまる番号に○をつけてご記入ください。

1 [週・月 日程度] 2 月1日未満 3 ほとんど外出しない

※裏面をお願いします。

問3 移動目的別の外出状況についてお答えください。

目的	設問	回答欄
通勤・通学	①通勤・通学先	住所〔 _____ 市・町・村 _____ 〕 記入例) 吹田市〇〇、大阪市〇〇 など
	②通勤・通学の頻度	1〔週に _____ 日程〕 2〔月に _____ 日程〕
	③主に利用する交通手段	〔 _____ → _____ → _____ → _____ 〕(表1から選択)
	④主な利用時間帯	出発〔午前・午後 _____〕時台 ～ 帰宅〔午前・午後 _____〕時台
買い物 (食料品/ 日用品等)	①主に利用する 買い物先	店舗名〔 _____ 〕 ※イオン、マックスバリュなど複数あるものは支店名をご記入ください
	②買い物の頻度	1〔週に _____ 日程〕 2〔月に _____ 日程〕 3 年に数回以下
	③主に利用する交通手段	〔 _____ → _____ → _____ → _____ 〕(表1から選択)
	④主な利用時間帯	出発〔午前・午後 _____〕時台 ～ 帰宅〔午前・午後 _____〕時台
通院	①主に利用する通院先	病院名〔 _____ 〕
	②通院の頻度	1〔週に _____ 日程〕 2〔月に _____ 日程〕 3 年に数回以下 4 病気や怪我等で必要な時のみ
	③主に利用する交通手段	〔 _____ → _____ → _____ → _____ 〕(表1から選択)
	④主な利用時間帯	出発〔午前・午後 _____〕時台 ～ 帰宅〔午前・午後 _____〕時台

表1	1 徒歩のみ	6 鉄道(阪急電鉄・北大阪急行電鉄・大阪モノレール・JR・地下鉄)
	2 自転車	7 路線バス(阪急バス・近鉄バス・すいすいバス)
	3 自動車・バイク(自分で運転)	8 移動支援サービス(マンションバス・病院送迎バス)
	4 家族・知人等による送迎	9 移動手段がないため外出を控えている
	5 タクシー	10 その他〔 _____ 〕

問4 日常生活において、吹田市の公共交通サービスに満足していますか？(1つに○を記入)

1 満足 2 やや満足 3 どちらとも言えない 4 やや不満 5 不満

問5 公共交通に不便を感じる理由・原因は何ですか？(最大3つまで○を記入)

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1 運行本数が少ない | 8 目的地の近くに路線がない |
| 2 時間通りに来ない | 9 路線・時刻等が分かりにくい |
| 3 自動車に比べ目的地まで遠回りをする | 10 案内が分かりにくい(乗り場/乗り継ぎ等) |
| 4 公共交通間の乗り継ぎに時間がかかる | 11 運賃が高い |
| 5 乗り場の近くに駐輪場・駐車場がない | 12 待合環境が整備されていない(ベンチ等) |
| 6 車いす・ベビーカー等で使いづらい | 14 公共交通を使おうと考えることがない |
| 7 自宅からバス停・駅が遠い | 15 その他〔 _____ 〕 |

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。

5. 需要調査アンケート調査票(例)

「地域コミュニティ交通」の導入に関する住民アンケート

別紙に示す「運行計画」をご覧ください。うえで、ご回答いただきますようお願いいたします。

問1 あなたご自身のことを教えてください。

■年齢〔 _____ 歳代 〕 ■居住地〔 吹田市 _____ 〕

問2 日頃の買い物や通院の際に、主に利用する交通手段は何ですか？

(あてはまるもの全てに○を記入ください)

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 1 徒歩 | 5 鉄道(京阪電鉄・北大阪急行電鉄・大阪モノレール・JR・地下鉄) |
| 2 自転車 | 6 路線バス(阪急バス・近鉄バス・すいすいバス) |
| 3 マイカー・バイク(自分で運転) | 7 移動支援サービス(マンションバス・病院送迎バス) |
| 4 親族や知人による送迎 | 8 その他〔 _____ 〕 |

問3 「事前予約型乗合タクシー」を利用したいと思いますか？ (1つに○を記入ください)

※別紙に示す「運行計画」に説明を記載しております。

- 1 利用してみたい 2 利用しない 3 わからない

問4 問3で「1 利用してみたい」と回答した方のみお答えください。

利用してみたい理由は何ですか？(あてはまるもの全てに○を記入ください)

- 1 自宅付近から目的地付近まで移動できるのが便利である
 2 自分の希望する時間に利用できるのが便利である
 3 通常のタクシーよりも料金が安い
 4 その他〔 _____ 〕

問5 問3で「1 利用してみたい」と回答した方のみお答えください。

●行きたい施設の第1希望はどこですか？

施設名 〔 _____ 〕
 外出頻度〔週に _____ 日程度〕または〔月に _____ 日程度〕
 希望時間 自宅出発〔 _____ 時 _____ 分 〕～ 帰宅〔 _____ 時 _____ 分 〕
 外出目的 買い物・通院・路線バス乗り継ぎ・その他〔 _____ 〕

●行きたい施設の第2希望はどこですか？

施設名 〔 _____ 〕
 外出頻度〔週に _____ 日程度〕または〔月に _____ 日程度〕
 希望時間 自宅出発〔 _____ 時 _____ 分 〕～ 帰宅〔 _____ 時 _____ 分 〕
 外出目的 買い物・通院・路線バス乗り継ぎ・その他〔 _____ 〕

※裏面もお願いします。

問6 問3で「1 利用してみたい」と回答した方のみお答えください。

インターネットと電話のどちらで予約しますか？(1つに○を記入ください)

- 1 インターネット予約(スマホかパソコン) 2 電話予約

問7 問6で「2 電話予約」と回答した方のみお答えください。

電話予約を選んだ理由は何ですか？(1つに○を記入ください)

- 1 スマホもパソコンも持っていないから
2 スマホかパソコンを持っているが、使い方がわからない・面倒である

問8 問3で「2 利用しない」と回答した方のみお答えください。

利用しない理由は何ですか？(あてはまるもの全てに○を記入ください)

- 1 利用の度に予約するのが面倒である
2 自転車やマイカー等を利用するか、親族等の送迎があるから、事足りている
3 利用料金 ○○円が高すぎる
4 他人と乗り合わせたくない
5 自宅や目的地の到着時間がはっきりしない
6 その他〔自由記入〕

問9 全員にお聞きます。

今の運行計画では「① 平日のみ」「② 吹田市内で」「③ ○時～○時に」「④ ○○車両で運行」「⑤ 1人あたり1乗車 ○○円」の予定ですが、ご感想をお聞かせください。

「① 平日(月～金)のみ運行」(1つに○を記入ください)

- 1 良い 2 変更したほうが良い〔理由: 〕

「② 吹田市内のみ運行」(1つに○を記入ください)

- 1 良い 2 変更したほうが良い〔理由: 〕

「③ ○時～○時の運行」(1つに○を記入ください)

- 1 良い 2 変更したほうが良い〔理由: 〕

「④ ○○車両での運行」(1つに○を記入ください)

- 1 良い 2 変更したほうが良い〔理由: 〕

「⑤ 1人あたり1乗車 ○○円」(1つに○を記入ください)

- 1 良い 2 変更したほうが良い〔理由: 〕

「その他全般的なご感想」

〔 〕

アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました。

6. 地域コミュニティ交通導入にかかる申請書

(様式1)

令和 年 月 日

吹田市長 あて

地域コミュニティ交通導入にかかる申請書

下記のとおり申請します。

協議会名			
代表者氏名	印		
代表者連絡先	住所：		
	電話番号：		FAX 番号：
	E-mail：@		
構成員氏名※ (人)	役職	氏名	居住地域
理由			

※欄内に入らない場合、別途で構成員一覧を添付すること

(様式2)

令和 年 月 日

吹田市長 あて

地域コミュニティ交通の運行計画（案）

下記のとおり提出します。

協議会名			
代表者氏名	印		
代表者連絡先	住所：		
	電話番号：	FAX 番号：	
	E-mail：	@	

運行地域			
運行形態			
運行予定日	令和 年 月 日 ～		
申請理由			
運行内容	起点：	終点：	
	主たる経由地：		
	キロ程：（往）	km	（復） km
	運行日：		
	始発時刻：	終発時刻：	
利用料金			
使用車両			

運行経路	
停留所名	1. (位置)
	2. (位置)
	3. (位置)
	4. (位置)
	5. (位置)
	6. (位置)
	7. (位置)
	8. (位置)
	9. (位置)
	10. (位置)

地域コミュニティ交通導入ガイドライン

発 行 吹田市

〒564-0855 大阪府吹田市佐竹台1丁目6番3号

発行年月 令和 6年(2024年) 7月

電 話 06-6155-3531

F A X 06-6872-1652

編 集 吹田市 土木部 総務交通室
